

三井海洋開発株式会社

証券コード 6269

第34回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2020年3月19日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

コンgresクエア日本橋
2階 コンベンションホールA B



株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、
あらかじめご了承ください。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の当期（2019年12月期）は、受注工事損失引当金及び特別損失の計上などから、上場以来初の赤字決算となりました。

株主の皆様にご心配をおかけ致しておりますこと、深くお詫び申し上げます。

当該損失案件の早期解決に注力するとともに、2020年12月期には黒字転換達成に向けて引き続きグループの総力を結集してまいります。

当社は、FPSOをはじめとする浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・資材調達・建造・据付に加え、設備のリース及び操業まで一貫して手掛け、顧客である石油会社に対し、石油・ガスの生産というトータルサービスを提供する日本で唯一の企業です。世界でも、顧客から当社に寄せられる大きな信頼と期待を背景に、業界におけるトップとしての地位を確立しつつあります。当社事業において受注件数は今後数年間の収益を左右する重要な先行指標であります。当期は過去10年間で最高となる大型案件3件の受注を達成致しました。

これからも、全てのステークホルダーの皆様のご期待に添えるよう、収益基盤の強化を進め、持続的な成長を目指して企業体制を再構築し、豊かな社会の発展のため貢献し続けます。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2020年3月



代表取締役社長

取締役会長

香西 勇治

宮崎 俊郎

第34回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	1	連結貸借対照表	32
株主総会参考書類	3	連結損益計算書	33
事業報告	12	貸借対照表	34
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	12	損益計算書	35
Ⅱ 会社の株式に関する事項	21	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	36
Ⅲ 会社役員に関する事項	23	会計監査人監査報告書謄本	37
Ⅳ 会計監査人の状況	27	監査役会監査報告書謄本	38
Ⅴ 会社の体制及び方針	27	インターネットによる議決権行使についてのご案内	39
Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針	31		

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
取締役会長 宮 崎 俊 郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年3月18日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年3月19日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。) |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA B |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第34期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

* 株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会招集手続に関するその他の事項

1. ウェブ開示について

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.modec.com/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

2. ウェブ修正について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類において、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.modec.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

ご出席願えない場合の議決権行使等についてのご案内

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年3月18日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

39頁～40頁の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって2020年3月18日（水曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について〕

機関投資家の皆様で、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭

総額1,269,159,548円

なお、中間配当金として1株につき22円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき45円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月23日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役6名を含む、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における 地位及び担当	2019年度 取締役会出席状況
1	香 西 勇 治	再 任	代表取締役社長	18/18回 (100%)
2	金 森 健	再 任	取締役 副社長執行役員	18/18回 (100%)
3	さわ だ 実	再 任	取締役 常務執行役員	18/18回 (100%)
4	た ぐち しょう 一	新 任	—	—
5	なか い かず まさ	再 任	社外取締役	14/14回 (100%)
6	な とり かつ や	再 任	社外取締役 独立役員	16/18回 (88.8%)
7	あい きょう しげ のぶ	再 任	社外取締役 独立役員	18/18回 (100%)
8	の だ ひろ こ	再 任	社外取締役 独立役員	14/14回 (100%)
9	しら いし かず こ	再 任	社外取締役 独立役員	14/14回 (100%)
10	にし がい かず ひさ	新 任	社外取締役 独立役員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p data-bbox="246 624 423 703">こう ざい ゆう じ 香 西 勇 治 (1960年2月10日生)</p> <div data-bbox="273 733 394 763" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	<p data-bbox="480 216 1194 793"> 1982年4月 三井造船株式会社入社 2005年6月 同社機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長 2007年7月 同社機械・システム事業本部機械工場生産計画部長 2011年1月 同社機械・システム事業本部機械工場品質保証部長 2013年6月 同社経営企画部長 2015年4月 同社執行役員経営企画部長 2016年10月 同社執行役員企画本部副本部長、 企画本部経営企画部長 2018年3月 当社取締役 2018年4月 株式会社三井E&Sホールディングス経営企画部長 2018年6月 同社取締役 2019年3月 同社退職 2019年3月 当社代表取締役社長（現任） 2019年6月 株式会社三井E&Sホールディングス取締役（現任） </p> <p data-bbox="480 808 1360 929"> (取締役候補者とした理由) 当社の事業に関する知識と経験、及び企業経営に関する豊富な経験と優れた見識を、 当社経営全般に活かすべく、引き続き取締役候補者といたしました。なお、香西勇治 氏は、当社の親会社である株式会社三井E & S ホールディングスの取締役を兼任して おります。 </p>	2,900株


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 <p>かな もり たけし 金 森 健 (1956年9月7日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1980年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2005年10月 同社プロジェクト本部プラントプロジェクト第一部長</p> <p>2007年8月 同社プロジェクト本部プロジェクト開発第二部長</p> <p>2009年10月 同社プロジェクト本部長補佐</p> <p>2010年3月 三井物産（上海）貿易有限公司董事長・総経理</p> <p>2011年4月 三井物産株式会社執行役員駐中国副総代表 兼三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理</p> <p>2012年4月 同社執行役員プロジェクト本部長</p> <p>2013年3月 当社社外取締役</p> <p>2013年4月 三井物産株式会社常務執行役員プロジェクト本部長</p> <p>2016年4月 三井物産株式会社専務執行役員中国総代表 兼三井物産（中国）有限公司董事長・総経理</p> <p>2018年3月 当社取締役副社長執行役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 総合社長の経営者として培った豊富な経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督、及び、コンプライアンス等を担当してきた実績を踏まえ、引きつづき取締役候補者となりました。</p>	2,700株
3	 <p>さわ だ みのる 澤 田 実 (1960年8月12日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1983年4月 三井造船株式会社入社</p> <p>2011年4月 同社環境・プラント事業本部企画管理部長</p> <p>2012年6月 同社エンジニアリング事業本部企画管理部長</p> <p>2013年4月 同社エンジニアリング事業本部調達部長</p> <p>2014年10月 同社エンジニアリング事業本部プロジェクト部長</p> <p>2015年4月 同社理事</p> <p>2015年10月 当社理事</p> <p>2016年3月 当社取締役執行役員経営企画部長</p> <p>2019年3月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社親会社の事業部門において培った企画管理に関する豊富な知識と実務経験に加え、これまで当社の経営企画、法務、ベストプラクティス推進、IT管理の各部門、及び関連会社管理を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。</p>	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	 <p>たぐちしょういち 田口 昭一 (1958年4月9日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985年4月 三井造船株式会社入社</p> <p>2012年5月 同社機械・システム事業本部企画管理部長兼IR室主管</p> <p>2013年6月 同社機械・システム事業本部機械工場長</p> <p>2014年4月 同社理事</p> <p>2015年4月 同社執行役員</p> <p>2016年4月 同社常務執行役員、玉野事業所長</p> <p>2018年3月 株式会社三井E&Sビジネスサービス 代表取締役社長</p> <p>2019年6月 株式会社三井E&Sホールディングス取締役(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社親会社の事業部門及び主力事業所において培った豊富な知識と経験、経営能力、並びに親会社経営企画部担当役員としての当社事業に関する知見に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに取締役候補者となりました。</p>	0株
5	 <p>なかいかずまさ 中井 一雅 (1963年8月29日生)</p> <p>再任 社外取締役</p>	<p>1987年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2005年12月 米国三井物産 New York店 プロジェクト課 General Manager</p> <p>2009年7月 三井物産株式会社プロジェクト本部 プロジェクト開発第三部 次長</p> <p>2012年4月 同社プロジェクト本部プロジェクト開発第三部 部長</p> <p>2015年4月 同社プロジェクト本部プロジェクト開発第一部 部長</p> <p>2017年10月 同社ニュートリション・アグリカルチャー本部 本部長補佐</p> <p>2019年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年4月 三井物産株式会社執行役員(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	 <p data-bbox="249 597 423 680">な とり か つ や 名 取 勝 也 (1959年5月15日生)</p> <p data-bbox="272 710 400 816">再 任 社外取締役 独立役員</p>	<p data-bbox="476 219 1186 272">1986年4月 弁護士登録、榊田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所</p> <p data-bbox="476 287 1186 340">1990年6月 Davis Wright Tremaine法律事務所 (米国シアトル) 入所</p> <p data-bbox="476 355 1186 408">1992年7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所 (米国ワシントンDC) 入所</p> <p data-bbox="476 423 1186 446">1993年7月 エッソ石油株式会社入社</p> <p data-bbox="476 461 1186 483">1995年1月 アップルコンピュータ株式会社入社</p> <p data-bbox="476 498 1186 521">1998年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社取締役</p> <p data-bbox="476 536 1186 559">2002年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員</p> <p data-bbox="476 574 1186 597">2004年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員</p> <p data-bbox="476 612 1186 635">2010年4月 同社執行役員</p> <p data-bbox="476 650 1186 672">2012年2月 名取法律事務所創設 同所所長 (現任)</p> <p data-bbox="476 687 1186 710">2012年4月 オリンパス株式会社社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="476 725 1186 748">2015年3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="476 763 1186 786">2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 (現任)</p> <p data-bbox="476 831 1186 952">(社外取締役候補者とした理由) 会社経営者として、及び弁護士として国内外での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営全般について、今後もお助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	 <p data-bbox="249 665 423 748">あいきょう しげ のぶ 相 京 重 信 (1949年10月1日生)</p> <div data-bbox="272 771 400 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> </div>	<p>1972年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1999年6月 同行執行役員人事部長</p> <p>2001年4月 株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長</p> <p>2003年6月 同行常務執行役員本店第一営業本部長</p> <p>2005年6月 同行常務取締役兼常務執行役員</p> <p>2006年4月 同行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員</p> <p>2007年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 法人部門統括責任役員</p> <p>2010年4月 日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長</p> <p>2011年4月 SMBC日興証券株式会社代表取締役会長</p> <p>2015年4月 同社顧問</p> <p>2015年6月 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2016年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 三洋化成工業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社ダイヘン社外取締役</p> <p>2016年6月 SCSK株式会社社外取締役</p> <p>2016年6月 ニチコン株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2019年6月 スターツコーポレーション株式会社社外監査役（現任）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社経営全般について大所高所よりご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	 <p>の だ ひろ こ 野 田 弘 子 (1960年7月3日生)</p> <p>再 任 社外取締役 独立役員</p>	<p>1987年4月 港監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1987年8月 プルデンシャル証券会社入社 1990年3月 野田公認会計士事務所代表（現任） 1992年8月 インドスエズ銀行 （現クレディアグリコール銀行及び証券）入社 2000年6月 カナダコマース銀行入社 同行東京支店及びCIBC証券会社東京支店経理部長 2006年7月 株式会社ビジコム入社 2007年9月 プロミネントコンサルティング株式会社代表取締役 2010年5月 プロピティコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任） 2014年4月 亜細亜大学大学院 アジア国際経営戦略科 非常勤講師（現任） 2019年3月 岡部株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 国際金融の分野における長年の経験、及び経営コンサルタントとしての豊富な知見に基づき、当社経営全般について、今後も客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	0株
9	 <p>し ら い し か ず こ 白 石 和 子 (1951年8月18日生)</p> <p>再 任 社外取締役 独立役員</p>	<p>1974年4月 外務省入省 2001年2月 在アトランタ総領事館首席領事 2003年6月 外務省条約局国際経済協定室長 2004年9月 外務省総合外交政策局外交政策調整官 2005年10月 外務省経済局世界貿易機関紛争処理室長 2007年4月 在ポーランド大使館公使参事官 2012年1月 リトアニア駐劄特命全権大使 2015年6月 特命全権大使（女性・人権人道担当兼北極担当） 2016年6月 外務省参与（北極担当大使） 2016年10月 東京家庭裁判所調停委員（現任） 2017年6月 外務省参与任期満了 2017年12月 2025国際博覧会招致特使 2018年6月 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 国際情勢に関する豊富な経験と、同氏がこれまで培った幅広い見識に基づき、当社経営全般について、今後も客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	 にし がい かず ひさ 西 海 和 久 (1950年7月29日生) 新 任 社外取締役 独立役員	1975年4月 株式会社プリヂストン入社 2004年4月 同社製造技術開発本部長 2005年1月 同社執行役員 2007年10月 同社常務執行役員 2008年3月 同社取締役常務執行役員 2010年3月 同社代表取締役専務執行役員 2012年3月 同社代表取締役COO 2016年3月 同社取締役代表執行役COO 2019年1月 同社取締役 2019年3月 同社エクスターナル・アドバイザー（現任） (社外取締役候補者とした理由) 長年に亘り上場企業での経営に携わり培った幅広い見識、経営手腕、及び生産技術、工場運営、販売等における豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役の候補者といたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。	0株

- (注) 1. 株式会社三井E&Sホールディングスは、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者及び過去5年間に業務執行者であった候補者の親会社における地位及び担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、名取勝也氏は5年、相京重信氏は4年、中井一雅、野田弘子、及び白石和子の各氏は1年となります。
3. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
 当社は、中井一雅、名取勝也、相京重信、野田弘子、及び白石和子の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに田口昭一、西海和久の両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（非業務執行取締役を除く。）に対し、総額2,300万円の範囲で役員賞与を支給することとしたいと存じます。なお、役員賞与の額につきましては、利益や新規受注金額等の達成度合及び年度目標の達成内容を踏まえて算定しております。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

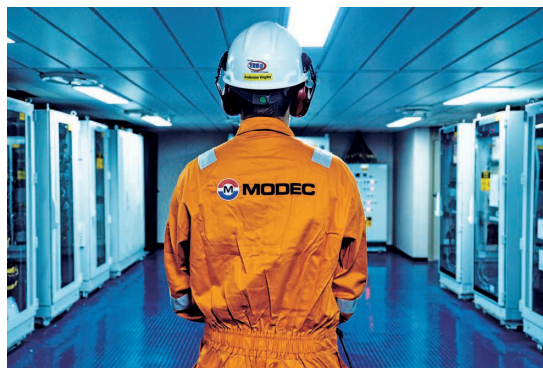
1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、輸出や生産活動が弱含んでいるものの、企業収益の伸長により雇用・所得環境が引続き改善するなど緩やかに回復しました。世界経済は、米中間の通商問題や英国のEU離脱問題等の政治及び経済に対する懸念から先行きに対する不透明感が強まりました。

原油価格については、景気減速による需要の後退が意識される一方で、中東での地政学的リスクの高まりによる供給不安や米中摩擦への懸念が薄らいだこと等によりWTIは年末にかけて上昇し、1バレル60米ドル台で取引を終えました。エネルギー資源の持続的な供給の観点から、石油会社による深海域を中心とした開発は継続的に行われると考えられ、当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業は安定的な成長が見込まれています。

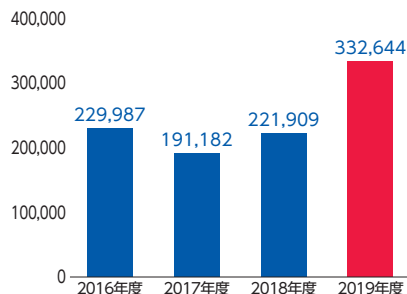
こうした状況のもと、当期の連結業績は、大型チャータープロジェクトの新規受注及び既存プロジェクトの仕様変更並びにオペレーションサービス等により、受注高は635,832百万円(前年比150.7%増)となりました。売上高はFPSO建造工事の進捗により332,644百万円(前年比49.9%増)となりました。

利益面では、メキシコ向けFPSOの建造工事について当初の見積もりを上回った費用に対する引当金を計上したことなどにより、営業損失は4,841百万円(前連結会計年度は営業利益14,928百万円)となりました。利息収入や持分法投資利益を含めた経常利益は294百万円(前年比99.0%減)となりました。また、ブラジルの沖合でチャーターサービスを提供していたFPSOの修繕に要する見積費用を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は18,227百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益21,891百万円)となりました。



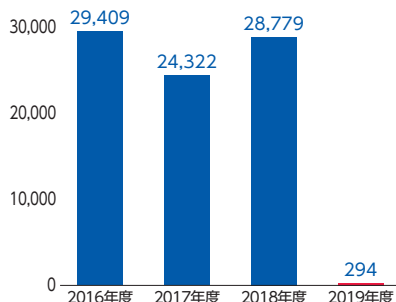
連結売上高

(単位：百万円)



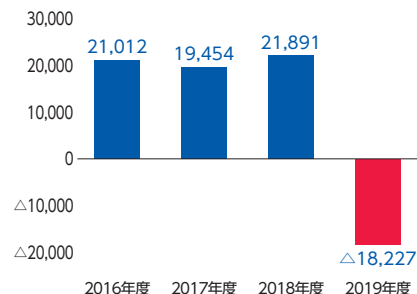
連結経常利益

(単位：百万円)



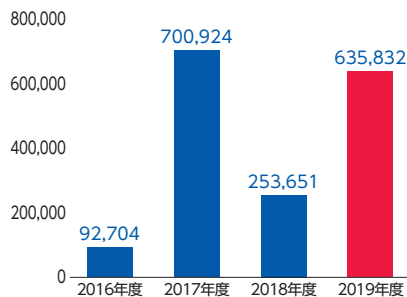
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



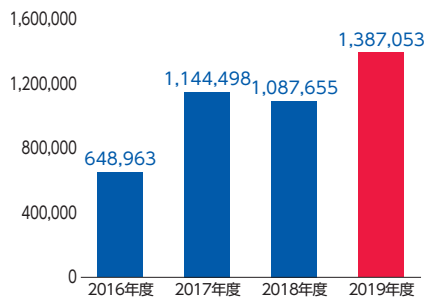
連結受注高

(単位：百万円)



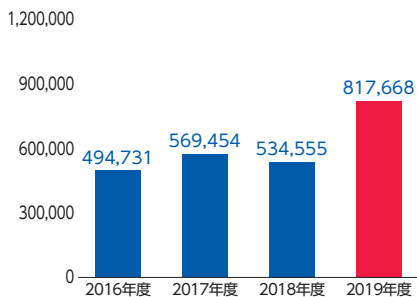
連結受注残高

(単位：百万円)



持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高

(単位：百万円)



2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、1,916百万円で、その主なものは次世代FPSO用新造船体設計及び情報システムの整備費用であります。

3. 資金調達の状況

当期に実施いたしました投資などの所要資金は、自己資金及び銀行借入により調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

石油・ガスを中心とするエネルギー消費は、人口の増加と新興国における生活水準の向上等によって今後も増加し、石油会社による海洋油田・ガス田の開発が活発に行われるものと予想されております。一方、新規油田の発見のほか、油田開発技術の進歩によって従来は開発が困難とされていた油田での商業的な生産が可能となったことから可採埋蔵年数は50年前後で推移しており、今後もこの水準を維持するものと予測されております。当社グループが事業領域としている海洋は陸上に比べて未踏査の海域が多く、今後の探査・探鉱による新たな油田の発見に対する期待が大きいことから、海洋油田の重要性はますます高まる方向にあります。しかしながら、原油価格の下落が続いた場合や、海洋油田が所在する国や地域における政治・経済等の情勢が著しく変化して原油価格が変動、低迷するような場合には、石油開発会社の投資動向が影響を受ける可能性があります。石油開発会社が投資を縮小する場合、まず探鉱活動に対する投資から着手しますが、長期に亘って市況が低迷すると開発投資を縮小することになり、当社グループもその影響を受ける可能性があります。

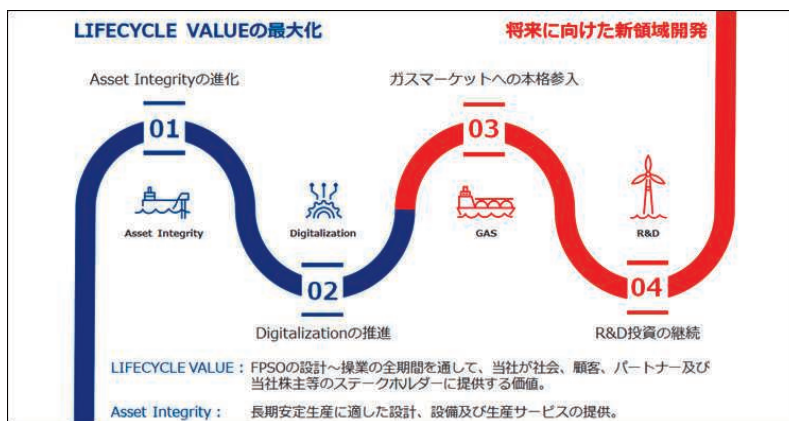
また、市場が活発な場合は石油開発会社から複数の案件が発注され、その結果当社グループでの受注も複数となり、それぞれの建造時期が重なることにより、当社における人材等のリソースの確保に影響を及ぼすこともあります。

このような環境を踏まえ、当社グループは、これまでの知見を活かし積極的に事業を展開すべく2018年から2020年を対象年度として中期経営計画を策定しております。



中期経営計画2020

2018年からの3カ年の経営計画である「中期経営計画2020」においては、主要事業であるFPSO/FSOの設計・建造、20年にも及ぶ運転・保守サービスにおけるライフサイクルバリュー（FPSOの設計から操業の全期間を通じて、当社グループが社会、顧客、パートナー、当社株主等のステークホルダーに提供する価値）の最大化をはかるため「アセットインテグリティ（長期安定生産に適した設計、設備及び生産サービスの提供）の進化」、「デジタル技術を利用した変革の推進」を主要な戦略とし、また、将来に向けた新領域を開発し中長期的な事業ポートフォリオの最適化をはかるため「ガスマーケットへの本格参入」、「研究開発投資の継続」を進めています。これらの目標達成のため、必要リソースを確保しつつ、当社グループが一体となり総力を挙げて取り組んでおります。



・アセットインテグリティの進化：

当社の手掛ける石油・ガス生産サービス事業においては、原油流出や死亡を伴う事故、いわゆるプロセス・セーフティリスクの管理が、事業継続の根幹となります。

当社は従来よりこれらリスクの管理に注力してきていますが、当中期経営計画において更なる強化を目指しています。2018年にチーフ・テクニカル・オフィサー（最高技術責任者）直轄組織として、設計、建造、操業の全段階を管理するグローバル・プロセスセーフティ・グループを新設し、プロセス・セーフティリスクの定量化や経営指標への反映を進めております。

これに加えて、組織、及びマネジメントシステムの変革、基幹系情報システムの刷新による業務効率化、各社データ活用的高度化及び人材開発プログラム強化等を通じて、営業・設計・建造、運転及び保守サービスすべてが一体となって、更に高いレベルのアセットインテグリティを目指しております。

さらに、大型化、複雑化が進むFPSOの効率的な建造と更なる安全・安定操業を同時に実現すべく、過去の知見を反映した次世代FPSO用新造船体「MODEC NOAH™」及び「M350™」を開発しており、今後、実際のプロジェクトに随時投入していく予定です。

・デジタル技術を利用した変革の推進：

2017年から2018年にかけてアドバンスド・アナリティクス（人工知能高度分析手法）を用いた機器故障・プラント不安定化の予測モデルを構築し、当事業年度までにブラジル及び西アフリカで操業中の9隻のFPSOとの間で、衛星通信とクラウドコンピューティングを併用した合計250種以上の故障予測モデルを実装しております。またこの際に、独自のデータプラットフォームを構築し、新たな予測モデルを作ること、及び作成したモデルを複数のFPSOに水平展開することの自動化にも成功しました。この成果として、故障を未然に防いだ事例もあり、直近ではこのシステムを搭載した“FPSO Cidade de Campos dos Goytacazes MV29”が「第4次産業革命をけん引する先進的な工場（Lighthouse）」として「世界経済フォーラム」より認定を受けるなど外部からの高い評価も受けております。

今後は機器の稼働データにとどまらないより多くの情報を統合的に取り扱えるよう、データプラットフォームの進化を軸とし、リスクマネジメントへの展開、生産の最適化、及び上流過程である設計や建造工程においてもデータ活用を推進することで、デジタル技術による経営改革、すなわちデジタル・トランスフォーメーションの更なる実現を目指します。

・ガスマーケットへの本格参入：

当事業年度において、オイルメジャーの一つであるConocoPhillips Companyより、オーストラリア沖合Barossa（バロッサ）鉦区向け大型ガスFPSOを受注しました。当社にとって最大のガス生産能力を持つFPSOとなり、ガスマーケットへの本格参入への足掛かりとなるプロジェクトであります。

また、FLNG（Floating LNG Production Unit：浮体式液化天然ガス生産設備）、FSRWP[®]（Floating Storage, Regasification, Water and Power：浮体式LNG貯蔵再ガス化発電淡水化設備）の事業化を実現すべく、営業活動を継続しております。

・研究開発投資の継続：

新規事業分野としては、洋上風力発電事業を当社の新たな事業分野とするべく、当社の浮体設備や係留技術の強みを活かした当社独自の浮体・係留システムの開発を進めております。この他、当社がこれまでに蓄積した技術を、レアアースやメタンハイドレートといった海洋鉦物資源及びエネルギー資源の開発に応用するための研究を推進しております。

FPSO運用上の課題解決としては、経年劣化した船体構造に対し、炭素繊維の適用により、火気工事を伴わず少人数・短期間で安全に施工可能な新しい補修法の開発を進めております。

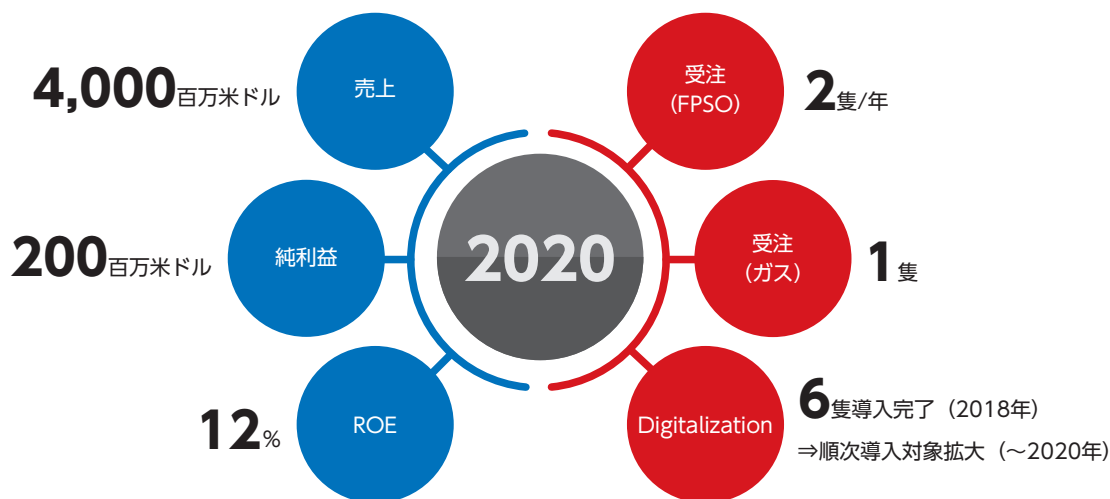
これらの活動の成果として、年間2隻のFPSO受注、連結売上高4,000百万米ドル、親会社株主に帰属する当期純利益200百万米ドル、ROE12%を2020年までに達成すべき数値目標としております。

受注は2018年度以降、ガスFPSO受注1隻を含む合計6隻のFPSOを受注いたしました。

連結売上高は2017年度以降、合計8隻受注したFPSO建造工事の進捗等により、2020年において目標とする4,000百万米ドルの達成が期待されております。

親会社株主に帰属する当期純利益、及びROEについては、コスト削減効果の発現や顧客との交渉による追

加収益獲得等により、ともに2018年度は目標数値を達成しました。しかしながら、当事業年度はメキシコ向けFPSOの建造工事において、同国内における労働需給の逼迫等に伴い下請会社の工期延長が判明しました。このため、建造工事全体の工程を見直さざるを得なくなり、当該建造工事費用の増加が懸念される状況となったため、追加売上原価となる受注工事損失引当金を計上しました。これに加え、ブラジルの沖合から撤去作業を行っていたFPSOの船体外部で検出された亀裂による追加の修繕・除去費用、及び曳航費用等を特別損失に計上したことにより、利益面での大幅な状況悪化に至り、当事業年度は目標数値に未達でありました。再発防止、リスク管理の徹底に努めるとともに、2020年以降の損益改善に向けて全社一丸となったの対応を進めております。



6. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 31 期 (2016年12月期)	第 32 期 (2017年12月期)	第 33 期 (2018年12月期)	第 34 期 (当期) (2019年12月期)
受 注 高	92,704	700,924	253,651	635,832
売 上 高	229,987	191,182	221,909	332,644
経 常 利 益	29,409	24,322	28,779	294
親会社株主に帰属する当期純利益	21,012	19,454	21,891	△18,227
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	372円52銭	344円89銭	388円23銭	△323円47銭
純 資 産	134,609	148,387	164,814	125,366
総 資 産	333,249	321,165	343,345	383,189

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社三井E&Sホールディングスであり、当社の株式を28,261千株（出資比率50.1%）所有しております。また、当社の役員15名（取締役11名、監査役4名）のうち、取締役2名は同社の役職員が兼務しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当なものであると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、手続は正当であると考えております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,570	100.0%	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	80.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 192,200,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	米ドル 26,781,369	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルのリアル 1,903,263,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	ユーロ 22,644,000	50.0%	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	45.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	50.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 163,172,304	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	ユーロ 149,649,663	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 175,026,035	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	ユーロ 169,419,960	20.1	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	米ドル 206,138,000	29.4	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
三井物産株式会社	日 本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容 (2019年12月31日現在)

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。

また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社又は関連会社を設立し、これらの子会社又は関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等 (2019年12月31日現在)

当社本社（東京都中央区）

海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,363名 (682名)	672名増 (72名増)

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（ ）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて672名増加しております。

13. 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	18,790
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,355
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,917
三 井 住 友 フ ァ イ ナ ン ス & リ ー ス 株 式 会 社	1,267
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	430

II 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

1. 発行済株式の総数 56,407,091株(自己株式909株を除く。)
2. 株 主 数 7,373名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 井 E & S ホ ー ル デ ィ ン グ ス	28,261,000	50.10
三 井 物 産 株 式 会 社	8,387,300	14.86
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,859,900	3.29
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,680,700	2.97
ジ ー プ ー モ ル ガ ン チ ュ ー ス バ ン ク 3 8 5 6 3 2	1,505,567	2.66
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	438,000	0.77
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	434,720	0.77
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	424,400	0.75
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 1 4 0 0 4 2	415,631	0.73
ク リ ア ス ト リ ー ム バ ン キ ン グ エ ス エ ー	373,100	0.66

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（909株）を控除して計算しております。
 2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。持株比率は、自己株式（909株）を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式報酬制度)

2018年第32回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）の報酬について、株式交付信託制度の導入を決議し、2018年5月より導入しております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、2019年2月の取締役会で、本制度の対象者に執行役員を追加することを決議しております。

(1) 取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、当社取締役会が定めた株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役及び執行役員に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格により、純資産の部に自己株式として計上しております。2019年12月31日現在において、当該株式の帳簿価格及び株式数は、186百万円及び59,500株であります。

5. 新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当・重要な兼職の状況
取締役 会長	宮崎 俊郎	
代表取締役 社長	香西 勇治	株式会社三井E&Sホールディングス取締役
取締役	金森 健	社長補佐、及びコンプライアンスグループ担当
取締役	澤田 実	経営企画部、法務部、ベストプラクティス推進部、及びITグループ担当
取締役	松村 竹実	株式会社三井E&Sホールディングス経営企画部長
取締役	中井 一雅	三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長
取締役	名取 勝也	名取法律事務所所長、 オリンパス株式会社社外取締役、 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
取締役	相京 重信	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役、 三洋化成工業株式会社社外取締役、 ニチコン株式会社社外取締役、 スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取締役	菅野 寛	早稲田大学大学院経営管理研究科教授、 オムロンヘルスケア株式会社社外取締役、 株式会社ERIホールディングス社外取締役、 スタンレー電気株式会社社外監査役
取締役	野田 弘子	プロピティコンサルティング株式会社代表取締役、 野田公認会計士事務所代表、 岡部株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	白石 和子	SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	相京 勝則	
監査役	世戸 健司	
監査役	加藤 順弘	加藤順弘国際税理士事務所所長、 十文字学園女子大学人間生活学部教授
監査役	井上 和美	

- (注) 1. 取締役 中井一雅、名取勝也、相京重信、菅野 寛、野田弘子及び白石和子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 世戸健司、加藤順弘及び井上和美の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 加藤順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年3月20日開催の第33回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
- (1) 中井一雅氏、野田弘子氏及び白石和子氏が取締役に就任いたしました。
- (2) 取締役 米谷佳夫氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役 名取勝也、相京重信、菅野 寛、野田弘子、白石和子の各氏、及び監査役 世戸健司、加藤順弘、井上和美の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

取締役 11名 333百万円

監査役 4名 58百万円

内、社外役員 10名 66百万円（社外取締役7名、社外監査役3名）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、第34回定時株主総会にて決議予定の役員賞与額23百万円を含めております。
2. 2019年3月20日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役の報酬については年額6,500万円以内）、2016年3月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬額には、役員向け株式報酬制度の当事業年度の費用計上が含まれております。
4. 上記取締役の人数には、第33回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名を含んでおります。

(2) 報酬等の決定に関する方針

当社は社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、社外取締役を委員長とすることにより透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しております。

(i) 役員報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、以下の考え方に基いて設定しております。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、適切なインセンティブとして機能するように設計
- ・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、競争力のある水準を維持
- ・適切なガバナンスとコントロールに基いて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直し

(ii) 報酬の仕組み

当社の役員等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」の3つで構成しております。

それぞれの役員等の総報酬に占める、業績や役員等個人の業務目標計画達成度等を踏まえて変動する業績連動部分の比率を40%程度としております。

「基本報酬」の40%程度、及び「賞与」の全額を業績連動報酬とし、役員等各人の役位に応じて報酬額を決定しております。

当社の業績連動指標としては、当社の成長性や収益性の向上を意識付けするよう、「営業利益」「純利益」「受注高」「営業キャッシュ・フロー」を使用し、年度の目標に対する達成度合、達成内容を踏まえ評価を行っております。

また、株主と利益共有化の観点から、株式報酬制度を設定しております。

尚、社外取締役及び監査役の報酬については、経営に対する独立性の確保の観点から、業績等に左右されない報酬体系として、固定報酬のみを採用しております。

(iii) 役員報酬等決定に関するプロセス

- ・取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針について審議、決定しております。また、各役員等の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役社長が、決定された方針に基いて決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼任状況

取締役 中井一雅氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

取締役 野田弘子氏は、プロビティコンサルティング株式会社の代表取締役、野田公認会計士事務所の代表であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

取締役 名取勝也氏は、オリンパス株式会社の社外取締役及びグローバル・ワン不動産投資法人の監督役員であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 相京重信氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の社外取締役、三洋化成工業株式会社の社外取締役、ニチコン株式会社の社外取締役、スターツコーポレーション株式会社の社外監査役であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 菅野 寛氏は、オムロンヘルスケア株式会社の社外取締役、株式会社ERIホールディングスの社外取締役、スタンレー電気株式会社の社外監査役であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 野田弘子氏は、岡部株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 白石和子氏は、SCSK株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏名	指名・報酬委員会への出席状況	主な活動状況
取締役 中井 一雅	—	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役 名取 勝也 (指名・報酬委員会 委員)	6回中5回	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席し、経営者及び法律の専門家としての知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 相京 重信 (指名・報酬委員会 委員)	6回中6回	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 菅野 寛 (指名・報酬委員会 委員)	6回中6回	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 野田 弘子 (指名・報酬委員会 委員)	2回中2回	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 白石 和子 (指名・報酬委員会 委員)	2回中2回	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
監査役 世戸 健司	—	当期開催の取締役会18回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 加藤 順弘	—	当期開催の取締役会18回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 井上 和美	—	当期開催の取締役会18回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

(注) 指名・報酬委員会は、独立社外取締役である上記5氏に、取締役会長 宮崎俊郎を加えた6名により構成されています。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である中井一雅氏、名取勝也氏、相京重信氏、菅野寛氏、野田弘子氏、及び白石和子氏、並びに社外監査役である世戸健司氏、加藤順弘氏、及び井上和美氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 84百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 84百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics (企業倫理・行動規範)」を制定する。
 - ② その徹底をはかるため、取締役会直属の組織として、弁護士をメンバーに含むグループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングするとともに、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。
 - ③ 法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程 (Compliance & Ethics Reporting Policy) を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする“MODEC Ethics Hotline”を設け、その適切な運用を行うとともに、研修等を通じてその利用を促進する。
 - ④ 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。

-
- ⑤内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
- ①当社の取締役の職務執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。
- ②文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。
- (3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
- ①当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた「リスクマネジメント規程」、「エンタープライズリスクマネジメント規程」及び業務関係諸規程に基づいて管理を行う。なお各業務執行の責任者については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。
- ②当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底をはかる。
- ③内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化をはかり、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営をはかる。
- ②当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月2回開催して審議及び決定する。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ①当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。
- ②当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
- ①当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を配置する。
- ②内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。

- (8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
- ① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。
- ② 監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」により、監査役及び“MODEC Ethics Hotline”を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役職務の執行に要する費用を確保する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えるとともに、定期的に取締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサーが議長となり、当社取締役1名及び主要拠点の長で構成されるグループ・コンプライアンス委員会において、「企業倫理・行動規範」を含む法令・定款等の遵守状況の監督を行いました。
- ② 外部通報窓口については、コンプライアンス研修を含めた様々な研修・会議を通じて当社グループ全役職員への周知を図り、通報があった事案に対しては的確に対応を行っております。また、対応マニュアルを作成し、事案対応の一貫性、公正性そして迅速性の一層の向上を図っております。
- ③ コンプライアンス研修として、当社グループ役職員に対し、「汚職防止」「企業倫理・行動規範」に関するeラーニング研修を実施したほか、世界各地域の特性を考慮した集合研修やチーフ・コンプライアンス・オフィサーが各拠点を巡回しタウンホール・ミーティングを実施しました。また、東京においては、チーフ・コンプライアンス・オフィサーによるコンプライアンス懇談会を開催しました。
- ④ コンプライアンス体制強化のため、主要拠点のコンプライアンス担当者による集合研修を東京にて実施しました。
- ⑤ 2019年10月7日から同年10月11日にかけて4年目となる「グローバル・コンプライアンス・ウィーク」を主要各国で同時開催し、当社代表取締役、主要拠点の経営陣及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーからのメッセージを全役職員に向けて発信するとともに、様々な啓発活動を通じてコンプライアンス意識の強化をはかりました。

⑥財務報告に係る内部統制評価の実施計画に基づき、当社及び重要な子会社に対して内部統制評価を実施し、有効と判断しております。評価結果を踏まえた上で、内部統制の更なる改善、信頼性向上に努めております。

(2) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

①当社は業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化をはかっております。

②当期において、当社は取締役会を12回、臨時取締役会を6回、経営会議を24回それぞれ開催し、重要事項について十分な議論を行いました。これらの会議の開催に当たっては開催前の検討時間確保のため、議案と関連資料の事前配布を徹底しております。なお、取締役会は社外取締役6名を含む取締役11名で構成され、監査役も出席しております。また、経営会議には常勤監査役が出席しております。

③取締役会、経営会議、業務及び職務執行に係る重要な会議などにおいて、各子会社の業務を担当する責任者が当社の取締役、執行役員に対し事業の概況報告を行っております。また、子会社における業務執行上の重要事項の決定に当たっては、関連規程に基づき子会社と当社関係部門による十分な事前協議を経た上で対応しております。

④当期に開催された取締役会、臨時取締役会、及び経営会議の議事録並びに関連文書は、関連規程に基づき、セキュリティが確保された場所で永久保存文書として管理されております。

(3) リスク管理

リスクの内容と重要性に基づいて業務関係諸規程を整備し、リスクを伴う重要な業務の執行に当たってはこれらに従って取締役社長もしくは担当執行役員への稟議、取締役会及び経営会議への付議を適切に行っております。業務の状況については、取締役会及び経営会議において、担当執行役員が事業の概況を報告し、その中で各業務執行に関わるリスクの状況の確認とリスク管理の徹底をはかっております。これに加え、当社グループの企業価値向上と持続的成長を支えるべく、経営に関わるリスクの特定・評価・対策実行・監督を行う「エンタープライズ・リスクマネジメントシステム」を、執行役員を中心に運営しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

①当社グループの取締役、執行役員等は当社の取締役会、経営会議等を通じ、監査役会へ業務上重要な事項についての報告、情報共有を行っております。

②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実などについて報告を受けております。

③監査役会は半期ごとに監査役会監査報告を作成、取締役社長へ送付し、これに基づいて監査指摘事項に対する取締役社長及び経営陣の見解を聴取するとともに、書面で指摘事項への回答を受領しております。なお、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。

④監査役会は、会社計算規則に基づく監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、取締役社長との面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上をはかっております。

⑤必要に応じて、総務部員及び内部監査部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、補助使用人は監査役の職務補助に当たり、取締役の指揮・命令は受けておりません。

⑥監査役の職務に要する費用は、年度予算に基づき監査役の請求に従い速やかに処理されております。

(5) 内部監査

内部監査部門は、年度計画を策定し取締役社長承認を経て、同計画に基づく当社グループの重要な部門及び海外拠点の法令等遵守状況、並びに内部統制の状況についてリスクベースの監査を行い、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善提言を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	383,189	(負 債 の 部)	257,823
流 動 資 産	247,512	流 動 負 債	231,860
現 金 及 び 預 金	52,381	買 掛 金	150,847
売 掛 金	163,364	1年内返済予定の長期借入金	13,931
た な 卸 資 産	4,630	リ ー ス 債 務	1,544
短 期 貸 付 金	8,387	未 払 費 用	18,110
そ の 他 流 動 資 産	19,198	未 払 法 人 税 等	5,129
貸 倒 引 当 金	△450	前 受 金	13,411
固 定 資 産	135,677	賞 与 引 当 金	85
有 形 固 定 資 産	5,048	役 員 賞 与 引 当 金	25
建 物 及 び 構 築 物	71	工 事 損 失 引 当 金	7,146
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5	保 証 工 事 引 当 金	6,930
そ の 他 有 形 固 定 資 産	4,960	修 繕 引 当 金	10,573
建 設 仮 勘 定	10	そ の 他 流 動 負 債	4,124
無 形 固 定 資 産	9,652	固 定 負 債	25,962
の れ ん	850	長 期 借 入 金	10,827
そ の 他 無 形 固 定 資 産	8,801	リ ー ス 債 務	2,238
投 資 そ の 他 の 資 産	120,976	退 職 給 付 に 係 る 負 債	366
投 資 有 価 証 券	72,202	繰 延 税 金 負 債	196
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	37,886	持 分 法 適 用 に 伴 う 負 債	5,451
繰 延 税 金 資 産	3,922	そ の 他 の 引 当 金	285
そ の 他 投 資	6,965	そ の 他 固 定 負 債	6,596
		(純 資 産 の 部)	125,366
		株 主 資 本	131,185
		資 本 金	30,122
		資 本 剰 余 金	29,301
		利 益 剰 余 金	71,950
		自 己 株 式	△188
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△9,394
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△11,282
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,983
		在 外 子 会 社 退 職 給 付 債 務 等 調 整 額	△1,095
		非 支 配 株 主 持 分	3,575
資 産 合 計	383,189	負 債 及 び 純 資 産 合 計	383,189

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		332,644
売 上 原 価		325,148
売 上 総 利 益		7,495
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,336
営 業 損 失		△4,841
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,943	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,382	
そ の 他	67	8,393
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	964	
為 替 差 損	1,375	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	590	
そ の 他	327	3,257
経 常 利 益		294
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	327	
関 係 会 社 清 算 益	509	837
特 別 損 失		
特 別 修 繕 費	16,690	16,690
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△15,558
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,780
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	0	
法 人 税 等 調 整 額		△660
当 期 純 損 失		△17,680
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		547
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△18,227

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	243,895	(負 債 の 部)	151,659
流 動 資 産	143,304	流 動 負 債	141,007
現 金 及 び 預 金	11,916	買 掛 金	122,180
売 掛 金	121,546	1年内返済予定の長期借入金	13,396
仕 掛 工 事	73	リ ー ス 債 務	16
前 渡 金	47	未 払 金	1,973
前 払 費 用	1,566	未 払 費 用	247
短 期 貸 付 金	564	未 払 法 人 税 等	132
未 収 収 益	56	前 受 金	2,693
そ の 他 流 動 資 産	7,802	預 り 金	173
貸 倒 引 当 金	△268	賞 与 引 当 金	13
固 定 資 産	100,590	役 員 賞 与 引 当 金	25
有 形 固 定 資 産	134	そ の 他 流 動 負 債	152
建 物 (純 額)	71	固 定 負 債	10,651
工 具 器 具 備 品 (純 額)	12	長 期 借 入 金 務	10,095
リ ー ス 資 産 (純 額)	50	リ ー ス 債 務	38
無 形 固 定 資 産	635	退 職 給 付 引 当 金	365
ソ フ ト ウ ェ ア	19	そ の 他 の 引 当 金	51
そ の 他 無 形 固 定 資 産	616	そ の 他 固 定 負 債	100
投 資 そ の 他 の 資 産	99,819	(純 資 産 の 部)	92,235
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	92,482
関 係 会 社 株 式	89,948	資 本 金	30,122
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	7,397	資 本 剰 余 金	30,852
繰 延 税 金 資 産	427	資 本 準 備 金	30,852
そ の 他 投 資	2,045	利 益 剰 余 金	31,696
		利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	31,628
		繰 越 利 益 剰 余 金	31,628
		自 己 株 式	△188
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△247
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△247
資 産 合 計	243,895	負 債 及 び 純 資 産 合 計	243,895

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)



科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		222,396
売 上 原 価		211,398
売 上 総 利 益		10,998
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,729
営 業 利 益		3,268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	3,261	
為 替 差 益	8	
そ の 他	78	3,348
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,679	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	627	
そ の 他	138	2,446
経 常 利 益		4,170
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	273	273
税 引 前 当 期 純 利 益		3,897
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3
法 人 税 等 調 整 額		△ 434
当 期 純 利 益		4,327

招集（通知）

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

 指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊤
 業務執行社員

 指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真 ㊤
 業務執行社員

 指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊤
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役その他の使用人、内部監査部、親会社
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業集団の全ての子会社が海外法人であり、主要な子会社を往査し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月14日

三井海洋開発株式会社 監査役会

常勤監査役	相 京 勝 則	Ⓔ
社外監査役	世 戸 健 司	Ⓔ
社外監査役	加 藤 順 弘	Ⓔ
社外監査役	井 上 和 美	Ⓔ

インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年3月18日（水曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (https://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合わせ先) (郵便物郵送先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL：0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) (ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

三井海洋開発株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

日本橋丸善東急ビル

TEL：03-5290-1200 (代表)

FAX：03-5290-1505

<https://www.modec.com/jp/>

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB
TEL : 03-3275-2090



東京建物
日本橋ビル(2階)



交通のご案内

- 1 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- 2 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- 3 JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- 4 JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。